

乗合バス上限運賃改定審議資料

長崎自動車(株) (長崎県・北九州ブロック)

平成27年6月16日
自動車局旅客課

目 次

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容 . . . 1

長崎自動車(株) (長崎県・北九州ブロック)

- I. 事案一覧 2
- II. 査定内容 3

上限運賃変更を申請した乗合バス事業者の申請内容

事業者名	長崎自動車(株)	
前々回改定実施年月日	平成5年12月1日	
前々回平均値上率	8.0%	
前回改定実施年月日	平成9年12月1日	
前回平均値上率	7.8%	
現行上限運賃と改定運賃の比較	現行上限運賃	申請上限運賃
特殊区間制運賃 1区	150円	160円
2区	160円	170円
3区	170円	180円
4区	180円	190円
キロあたり賃率	21円50銭	27円00銭
初乗り運賃	140円	160円
平均改定率	19.97%(実施運賃平均改定率10.03%)	
申請年月日	平成27年3月30日	
実施予定日	平成27年10月1日	

I 事案一覧表

長崎自動車(株)

申請	年月日	申請者	申請内容	査定
申請 諮問	平成27年3月30日	<p>長崎自動車(株)</p> <p>代表取締役社長 しまぎ まさひで 嶋崎 真英</p> <p>資本金 780 百万円</p> <p>株主</p> <p>① 南国殖産株式会社</p> <p>② 株式会社十八銀行</p>	<p>現行</p> <p>[特殊区間制] 1区150円、2区160円、3区170円、4区180円</p> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 21円50銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 140円</p>	申請どおり
	平成27年6月4日	<p>③ いすゞ自動車株式会社</p> <p>④ あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社</p> <p>⑤ 山田博吉</p> <p>免許キロ 1,804.6 キロ</p> <p>内、一般乗合免許キロ 593.6 キロ</p>	<p>申請</p> <p>[特殊区間制] 1区160円、2区170円、3区180円、4区190円</p> <p>[対キロ区間制]</p> <p>基準賃率 27円00銭</p> <p>2.0 km まで : 基準賃率の 2.00 倍 2.0 km をこえ 10.0 km まで : 基準賃率の 1.00 倍 10.0 km をこえ 20.0 km まで : 基準賃率の 0.90 倍 20.0 km をこえ 30.0 km まで : 基準賃率の 0.80 倍 30.0 km をこえる部分 : 基準賃率の 0.70 倍</p> <p>初乗運賃 160円</p>	

II 査定内容

(長崎自動車株)

1. 申請理由

平成9年の運賃改定以降、昨年の消費税率引き上げの際にも現行運賃を据え置き、17年以上にわたって現行の運賃水準によるサービスを提供してきたが、景気の低迷、少子化・沿線人口の減少等の影響による利用者の減少に加え、燃料費高騰等の経費の増加により収支が悪化しており、これを改善するため。

2. 申請者の概要

(1) 事業別収入ウェイト及び収支率

事業別	規模	収入ウェイト	収支率
一般乗合	573 両	73.7 %	91.7 %
高速バス	6 両	1.8 %	110.6 %
その他		24.5 %	110.4 %
(内訳)	不動産	22.8 %	112.8 %
	太陽光	0.4 %	36.1 %
	システム	0.1 %	52.0 %
	その他	1.3 %	115.6 %
全事業		100.0 %	100.1 %

(2) 配当額 78,000 千円

(3) 累積欠損 なし
(全事業)

(4) 乗合バス運賃制度別収入ウェイト

特殊区間制	21.9 %
対キロ区間制	78.1 %

3. 前回改定

平成9年12月1日

平均値上率 7.8 %